

11月議会にて定年引き上げ条例案を提出

令和4年8月10日に県教育委員会から定年引き上げに関する説明会があり、以下のような内容が、明らかになった。県教委からは、義務教育課、総務課、福利課が、香教連は高木委員長が出席した。この内容に関しては、まだ議会提出前で、変更される可能性があるが、県教委より情報を開示してもよいとの了承を得て、今月の新聞にてお知らせすることとなった。

1 定年年齢の引き上げ

国家公務員法改正法により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることを踏まえ、**地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に段階的に引き上げ、65歳とする。**

*ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性により、国の職員につき定められている定年(65歳)を基準として定めることが実情に即さないと認められるときは、条例で別に定めをすることが出来る。

	退職年齢
R5.4~R7.3	61
R7.4~R9.3	62
R9.4~R11.3	63
R11.4~R13.3	64
R13.4~完成	65

2 管理監督職務上限年齢制(いわゆる「役職定年制」)

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、**役職定年制(管理監督職務上限年齢制)**を導入する。

(1) 管理監督職務上限年齢による降任又は降給を伴う転任

管理監督職の職員で管理監督職務上限年齢に達しているものを管理監督職務上限に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間(異動期間)に**他の職(管理監督職以外の職等)に異動させる。**

(2) 管理監督職への任用の制限

管理監督職務上限年齢に達している者を、異動期間の末日の翌日以後、**新たに管理監督職に就けることができない(管理監督職から降任等をされた職員の場合はその日以後、新たに管理監督職に就けることができない)。**

*任期付職員等、任期を定めて任用されている職員には適用されない。

○対象は、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭

○特例任用(特例として60歳を過ぎても特例として引き続き管理職となる)に関しては、検討中。

3 管理監督職の範囲と管理監督職務上限年齢

(1)管理監督職の範囲は原則、**管理職手当の支給対象となっている職を基本とする。**

(2)管理監督職務上限年齢は、**原則60歳とする。**

4 定年前再任用短時間勤務制

(1)定年引き上げにより、65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、**60歳以後に退職した職員を、本人の意思を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度を導入する。**

*定年前再任用短時間勤務制を選択した場合、**常勤職員を退職後、退職手当を支給する。**

(2)任期は、常勤職員の定年退職日にあたる日までとし、**勤務時間は、現行の再任用制度(短時間勤務)と同様とする。**

現行の再任用制度と同等であるので、短時間勤務とはパートでの勤務になると予想できます。この制度を選択する場合は、60歳から退職年齢までの期間で退職し、短時間勤務での再任用となります。退職した時点で退職金が支給されます。ただし、**常勤職員への復活はできません。**



香川県教職員連盟機関誌
発行所：香川県教職員連盟
発行者：高木 俊彦

〒760-0004
高松市西宝町二丁目6番40号
香川県教育会館 602号

TEL(087)835-2721
FAX(087)835-2723

毎月10日発行 定価1部50円
(年間1,000円 送料とも)
会員の購読費は会費の中に含む



香教連は、結成四十八年を迎え、子ども中心の教育を目指し、健全なる批判力を持つ、県内最大の教職員団体です。

日々是好日

先日、香川県の教員採用試験の二次の合格者が発表された。香教連にも採用試験対策研修会に参加した皆さんの講師の先生から喜びの電話やメールが届いた。「おめでとう、頑張ったよ、よかった。」「おかげさまで試験当日落ちていて模擬授業に取り組みができて良かったです。」等々、私の方から驚いた。中には、「残念だけれども電話に驚いた。中には、「残念だけれども電話に驚いた。」といったメールも届いた。思い起こすと、今の五十代前半から、四十代にかけては採用が少なくなかなか合格できなかった時代がある。講師十年目です。といった人も数多くいた時代である。その時代の先生方の言葉で印象に残っているのが、「本当に苦しい思いをしてきたことができた教員だから、簡単に辞めるなんて考えません。」

また来年頑張りますとメールをくれた講師の先生が、諦めることなくチャレンジしてくることを祈るばかりである。定年の延長を祈るばかりである。採用数が激減することがないことを望みたい。せつかく教員をめざしている若者が、途中であきらめたり興味を失ったりせず、また、せつかく教員になった若者が、途中で挫折して若くして退職することがないよう「また来年。」再挑戦への思いを語ってくれた講師の先生方も、背中を香教連はしっかりと引き支えています。香教連は、採用試験対策(後)を行います。



香川県教職員生活協同組合(教生協) コーナー

香川県職員の福利厚生制度

香川県職員の団体扱自動車保険なら...

団体扱契約は一般契約に比べて

約14.5% 割安!

香川県職員の大口団体割引 × 一括払・分割払とも一般契約に比べ 約5% 割安!

※大口団体割引は、2022年10月1日～2023年9月30日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。大口団体割引は10%を適用しています。一括払の場合はさらに5%の割引が適用されます。分割払でも、分割払による保険料の割増がありません。大口団体割引は、団体全体のお引受実績「台数、保険金お支払い実績」に応じて毎年10月1日に見直されます。<取扱保険会社>三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社

あなたの自動車保険は団体扱自動車保険ですか?ぜひこの機会にご加入ください。

団体扱自動車保険にすると

- ◆大口団体割引が適用されます。
- ◆団体扱自動車保険に切替えても現在の無事故割引は継承!
他の保険会社・JA共済・全労済からの切替でも現在の無事故割引を継承OK!
※一部等級が継承できない見直しがございます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ◆ご加入時に現金不要! 保険料は給与引きです。
- ◆同居のご家族のお車も団体扱でご契約OK!
●ご契約者は香川県職員の方に限りますが、対象記名被保険者および車両所有者はご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合も、ご契約いただけます。
●契約者が団体の構成員でなくなった場合等には団体扱特約が失効し、残りの保険料を一括してお支払いいただくことがあります。

このチラシは引受保険会社が香川県職員向けに販売する自動車保険(団体扱)の概要を記載したものです。チラシ内容についてご不明な点等がある場合には、引受保険会社までお問い合わせください。また、詳細につきましては、代理店より、重要事項説明書等を用いてご説明させていただきます。

話題のドラレコ型自動車保険も各社取扱い(〇)

教生協組合員のみなさまへ

【指定店割引】

10% OFF

※組合員または本協会の提携店にお申し込みください。
※適用する店舗は別途通知。一部適用できない商品・サービスがございます。詳しくは係員にお尋ねください。

年齢の制限はなくなりました!

香川県教職員生協です!

087-831-5870

担当 尾崎まで